



さくら通信 2月号



2008年2月 No. 38

公益法人改革

社団法人等の公益法人制度が大きく改革されようとしている。出発点が今年の12月1日であり、最終期限は平成25年11月30日である。改革のポイントは公益認定（公益的な費用が費用全体の50%以上か否か）である。大半の公益法人がこのテストに合格しない可能性があり、過去の蓄積を公益目的のために使われる危機が迫っている。新年を迎えて各公益法人の幹部は頭を痛めているようである。我々（大半の企業）の利害にも関係するので、推移を見守る必要がある。

（竹内）

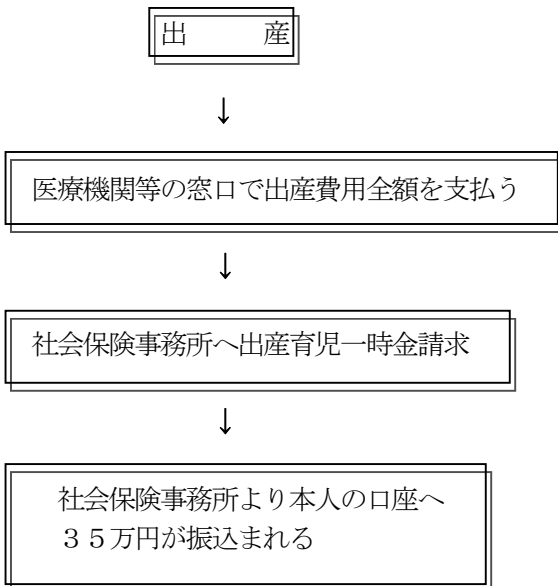
ご存知ですか？ 出産育児一時金の医療機関等による受取代理

平成18年10月より、医療機関等を受取代理人として出産育児一時金を事前申請することができます。（申請には医療機関等の同意が必要です。）
支給額35万円を限度に、出産に要する費用が、社会保険事務所より医療機関等へ直接支払われます。

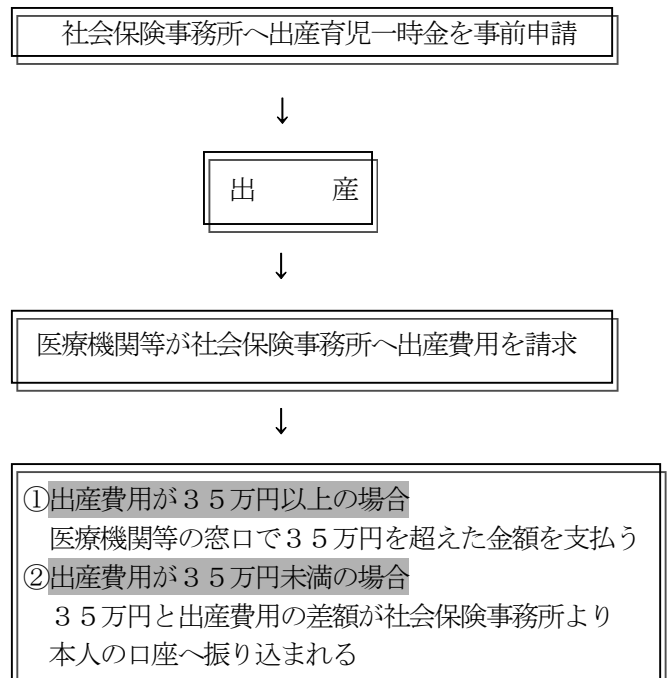
対象者 出産予定のある被保険者又は被扶養者

手続き 出産予定日まで1ヶ月以内になってから、社会保険事務所へ出産育児一時金請求書（事前申請用）を提出。その際、母子健康手帳と出産予定日を証明する書類を窓口で提示、又はその写しを添付。

【従来の出産育児一時金請求】



【出産育児一時金の事前申請】



※ 本人が医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担が軽減されるため、出産育児一時金を請求される際には、事前申請をご検討下さい。（向）

裏面も御覧下さい

社会保険労働保険改正・税制改正 についての研修会を開催致します。日時等詳細は同封の案内書にてご確認ください。ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、皆様お繰り合わせの上、ご参加頂きます様、お願い申し上げます。

確定申告のご案内

☆平成19年分申告所得税は、3月17日(月)、消費税及び地方消費税については、3月31日(月)までが、申告及び納付期限となっています。

平成19年分確定申告の振替納付日は次のとおりです。

所得税・・・平成20年4月22日(火)、消費税及び地方消費税・・・平成20年4月24日(木)

Q1 所得税の確定申告をする必要がある人はどのような人ですか。

A 所得税の確定申告をする必要がある方は主に次のような方です。

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- (2) 給与以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- (3) 給与を2か所以上から受けている方
- (4) その他の所得がある方

Q2 所得税の還付申告はどのような場合にできますか。

A 源泉徴収された税金や予定納税をした税金が平成19年分の所得金額について計算した所得金額に比べて納め過ぎになっている方は、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。この還付申告は、平成20年2月15日(金)以前でも行えます。

【サラリーマンの方の還付申告の具体例】

- (1) 年の途中で退職し年末調整を受けていないとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得や改築をして住宅ローンがあるとき
- (3) 多額の医療費を支出したとき
- (4) 特定の寄付をしたとき
- (5) 配当所得があり配当控除を受けるとき など

Q3 今年からの改正点を教えてください。

A 平成19年分所得税についての主な改正事項は以下のものです。

- (1) 減価償却制度の改正・・・平成19年4月1日以降取得分について、償却可能限度額及び残存価額が廃止され、償却の方法が変わりました
- (2) 住宅ローン控除の特例の創設・・・税源移譲により所得税が低くなることを想定して、通常は10年間が対象期間ですが、特例は原則より低い率で15年間となっています
- (3) 寄付金控除の改正・・・5000円超で総所得金額の100分の40(改正前100分の30)まで控除可能となりました
- (4) 電子証明書を付して電子申告を行う場合の特別控除の創設・・・この控除(最大5千円)を受けるためには、事前に市町村役場にて住民基本台帳カードの取得(有料)が必要です
- (5) 定率減税の廃止
- (6) 地震保険料控除の創設

(坂田)

ご案内

国民生活金融公庫の普通貸付の金利が0.2%下がり2.2%となりました。



表面も御覧下さい